

代金取立規定 変更履歴
【改定日 令和 7 年 1 月 6 日】

変更箇所	変更後	変更前	改正内容
1.取扱証券類	1. (取扱証券類) 省略	第1条 (取扱証券類) 省略	
2.対象となる手形・小切手	2. (対象となる手形・小切手) 対象となる手形・小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027以降の約束手形・為替手形と振出日が2027(令和9)年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります)	新設	代金取立ができる手形・小切手の期日を明示しました。
3.要件の補充等	3. (要件の補充等) 省略	第2条 (要件の補充等) 省略	
4.手数料等	4. (手数料等) 省略	第3条 (手数料等) 省略	
5.発送	5. (発送) 省略	第4条 (発送) 省略	
6.引受けのない手形等の取扱い	6. (引受けのない手形等の取扱い) 省略	第5条 (引受けのない手形等の取扱い) 省略	
7.取立代金の入金	7. (取立代金の入金) 省略	第6条 (取立代金の入金) 省略	
8.証券類の不渡り	8. (証券類の不渡り) ①証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。 ②不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。 ③前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。	第7条 (証券類の不渡り) ①証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。 ②不渡りとなった証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。 ③前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。	当金庫から当店に変更しました。
9.証券類の組戻し	9. (証券類の組戻し) ①証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前営業日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。 ②組戻しをした証券類は本店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。	第8条 (証券類の組戻し) ①証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。 ②組戻しをした証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。	支払期日を前営業日に変更しました。 当金庫から当店に変更しました。
10.証券類の喪失、通信の遅延等	10. (証券類の喪失、通信の遅延等) 省略	第9条 (証券類の喪失、通信の遅延等) 省略	
11.譲渡、質入れの禁止	11. (譲渡、質入れの禁止) 省略	第10条 (譲渡、質入れの禁止) 省略	
12.規定の変更	12. (規定の変更) 省略	第11条 (規定の変更) 省略	